

平成23年(再)第61号 再生手続開始申立事件

決 定

栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
再生債務者 株式会社安愚楽牧場
代表者代表取締役 三ヶ尻 久美子

主 文

- 1 株式会社安愚楽牧場について再生手続を開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出期間 平成23年12月6日まで
(2) 認否書の提出期限 平成24年1月11日
(3) 再生債権の一般調査期間
平成24年1月17日から平成24年1月24日まで
(4) 報告書等(民事再生法124条, 125条)の提出期限
平成23年11月1日
(5) 再生計画案の提出期限 平成24年2月14日

理 由

証拠によれば, 再生債務者は, 民事再生法21条1項に該当する事実が認められ, 同法25条各号に該当する事実は認められない。

平成23年9月6日午後1時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 鈴木 義和

裁判官 片山 健

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 吉田 真

